

令和7年度千葉市特定保健指導及び利用勧奨業務委託に係る質問及び回答

No.	項目	質問	回答
1	仕様書『3 業務内容、(1) 特定保健指導実施に向けての準備、(イ) その他の留意点、d 対象者の生活習慣改善に利用できる地域資源の情報提供を行うことについて』	地域資源の情報の元となる資料を提供いただくことは可能でしょうか。	可能です。
2	仕様書『3 業務内容、(2) 特定保健指導実施にあたっての留意点、ア 申込受付、(イ) 初回面談は受託者が用意した会場もしくは訪問で実施する。(ICTでの面談は、対象者が希望した場合のみ可。) について』	会場の設置は必須になりますでしょうか。	訪問での実施が可能であれば会場の設置は必須ではありません。
3	仕様書『3 業務内容、(2) 特定保健指導実施にあたっての留意点、ア 申込受付、(エ) 受託者は対象者から申込を直接受け付け、会場・日程の調整を行う。初回面談の日時は、利便性を上げるため、平日以外の日程も設けること(土日及び夜間等) について』	申込受付について、WEB受付は可能でしょうか。申込方法に定めがございましたらご教示いただけますでしょうか。	可能です。申込方法について指定は特にありません。
4	仕様書『3 業務内容、(2) 特定保健指導実施にあたっての留意点、イ 対象者へ特定保健指導の利用勧奨、「受託者は申込のない者に対し勧奨を行う。」について』	対象者の個別の連絡先を提供いただくことは可能でしょうか。	対象者の連絡先は本市から提供します。
5	仕様書『3 業務内容、(3) 提出物について、ア 参加申込者名簿、「毎月申込者名簿を作成し、電子データを提出すること。」について』	名簿の様式はございますでしょうか。	特に指定の様式はありません。具体的な項目等については選考後に協議させていただきます。
6	仕様書『3 業務内容、(6) 国保資格及び対象要件の確認、イ 継続的な支援及び実績評価時、「国保資格を有すること及び特定保健指導の対象者であることを、面談で支援を実施する場合は利用者が持参する被保険者証及び口頭等で、通信で実施する場合は口頭等により確認すること。」について』	継続支援をメールやWEBで実施する場合も口頭での資格確認が必須でしょうか。	資格の確認ができれば必ずしも口頭である必要はありません。
7	(様式5) 事業実績について	受託団体数で600件程ありますが、すべて記載が必要でしょうか。また守秘義務の観点から委託元の名称を開示することについて、懸念がありますが名称を開示することが必須になりますでしょうか。	様式5に記載しているとおり、積極的支援と動機付け支援の合計で10,000件以上となる場合は、10,000件を超える部分については保険者名を「その他」としてまとめて記載することも可としています。なお、10,000件までの保険者名については記載内容の信頼性の確保のため必須としております。